

京都市市民活動総合センター

京都市東山いきいき市民活動センター

スモールオフィスで
新たなチャレンジを
してみませんか？



スモールオフィス入居団体を募集します

京都市市民活動総合センター、東山いきいき市民活動センターでは、より良い社会の創造、暮らしやすいまちづくりの推進を目指し、さまざまな社会的課題の解決に向けて自主的に活動をされている皆さんをサポートするため、相互の交流や連携を促進しています。

両センターでは

「これから社会の課題に取り組む活動を始めたい」、
「拠点を設けて、今の事業を広げていきたい」、
「自立した組織として公益活動に取り組みたい」



と考えておられる団体を対象に、スモールオフィスの入居団体を募集します。

応募締切：年4回（4月、7月、10月、1月のそれぞれ末日）※必着

※新規入居の場合、事前相談が必要となりますので、できるだけ早目にご相談ください。

※応募される場合は必ず事前に窓口までお問い合わせください。また、施設等の見学は随時可能です。

利用期間：入居日の属する月の初日から1年間

市民活動総合センター：最長で通算3年以内の利用可

東山いきいき市民活動センター：継続して5年までの利用可

スモールオフィスとは・・・

市民活動総合センター及び東山いきいき市民活動センターが提供するスモールオフィスは、単なる貸オフィスではなく、継続可能な団体の事業スタイルを見つけ、社会的課題に取り組む団体としての成長を目指すための施設です。

NPO・市民活動団体、ボランティアグループなど、社会的課題に取り組む非営利団体であれば、法人格の有無を問わず、どなたでも応募することができます。

皆さまのご応募をお待ちしています。



○両センターのスモールオフィスへの同時応募も可能です。詳細は、京都市市民活動総合センターへお問い合わせください。

● スモールオフィス 募集要項

1 応募条件

応募できる方は、市民公益活動を行う団体であって、以下の条件をすべて満たしているものとします。

- 以下のいずれかに該当し、構成員が複数（原則5人以上）で事務所機能を必要としている団体
 - ・ 特定非営利活動法人及びその他非営利法人
 - ・ 活動実績があり、市民公益活動を継続的に推進する任意団体やボランティアグループ（趣味グループ、サークルは除く。）
 - ・ 本格的に市民公益活動を推進する団体として立ち上げようとしているグループ
- 京都市内で、主たる活動を行っていること、又は今後行うこと。
- 営利を目的としないこと。
- 宗教活動を主たる目的としないこと。
- 政治上の主義の推進・支持・反対を主たる目的としないこと。
- 特定の公職者(候補者を含む)又は政党の推薦・支持・反対を目的としないこと。
- 暴力団員等及び暴力団密接関係者でないこと。

2 応募方法 （応募される場合は、必ず事前に窓口までお問い合わせください。）

所定の応募用紙に必要事項を記入し、必要書類を添付したうえで、利用を希望されるセンターまで郵送又はご持参ください。（Fax 及びメールによる送付は受付できません。）

初めて応募される団体は、必ずご持参ください。 応募用紙は両センターに備えるほか、それぞれのホームページからダウンロードすることもできます。

【応募書類】 ※(1)～(8)の資料は、必ず提出してください。

- (1) 応募用紙（手書き又は入力したもの）
- (2) 京都市市民活動センタースモールオフィス使用許可申請書
- (3) 京都市市民活動センターメールボックス使用許可申請書（※市民活動総合センターに限る）
- (4) 直近の事業報告書（新規立ち上げの団体等は不要）
- (5) 直近の活動計算書（新規立ち上げの団体等は不要）
- (6) 当該年度又は次年度の事業計画書
- (7) 当該年度又は次年度の活動予算書
- (8) 定款の写し又はそれに代わるもの（会則など）
- (9) 役員・職員又は会員の名簿
- (10) 活動の実情がわかるもの（ニュースレター、会報、発行物など）

提出していただいた資料だけでは事業の内容等が分かりにくい場合は、上記以外の資料の提出を求めたり、利用を希望されるセンターの職員が個別に面接をさせていただく場合があります。

（注）2年以上利用されている団体の内、直近1年以内に京都市へ事業報告書等を提出している特定非営利活動法人については、上記（4）（5）および（8）（9）の添付書類の提出を省略することができます。

（この方法により応募される場合、必ず事前に利用を希望されるセンターまでご相談ください。）

3 締切

締切は年4回です。(4月、7月、10月、1月のそれぞれ末日)

- ※ 応募は随時受け付けしています。
- ※ 新規入居の場合は、要事前相談。入居希望月と締切日をご確認のうえ、期限までに余裕を持ってご相談をお願いします。
- ※ 郵送される場合、締切日当日必着です。
 《休館日》 市民活動総合センター：毎月第3火曜日、年末年始(12月29日～1月4日)
 東山いきいき市民活動センター：毎週火曜日、年末年始(12月29日～1月4日)
- ※ 応募書類は、全て締切日までに提出してください。応募書類が揃わない場合、審査が出来ないため、次の締切日での取り扱いとさせていただきます。
- ※ 応募書類が全て揃っていても、内容確認等に時間を要する場合や、期日までに連絡をいただけない場合、次の締切日での取り扱いとさせていただきますので、ご了承ください。
- ※ 審査は、原則として、提出された応募書類に基づいて行いますが、場合によってはヒアリングを実施することもありますので、ご協力をお願いします。

(参考) 応募から入居開始まで(最短)について

※応募書類の内容確認等により、入居開始日が遅れる場合があります。

入居開始	応募締切	確認および審査	結果通知
4月1日	1月末	2月	3月中旬
7月1日	4月末	5月	6月中旬
10月1日	7月末	8月	9月中旬
1月1日*	10月末	11月	12月中旬

※1～4日は休館日のため、利用開始は5日～

4 選定について

利用団体の選定に当たっては、提出書類などにより「1 応募条件」を満たしているかを確認したうえで、「京都市市民活動総合センタースモールオフィス会議」又は「京都市いきいき市民活動センタースモールオフィス会議」における、応募団体に対する委員の評価を参考に各センターが決定します。

＜評価基準＞ 評価に関しては以下の点を考慮します。

必要性： スモールオフィスを利用して活動を行う必要があるか

公益性： 事業の成果が社会全体の利益につながるか

継続・発展性： 団体が実施する事業に継続性、発展性があるか

公開・透明性： どのような方法で情報を公開・発信し市民からの共感や支援を獲得していくのか

成果目標： 利用1年後の成果目標がはっきりしていること

スモールオフィスは、立ち上げ期・成長期にある団体など、利用団体それぞれの段階に応じた今後の事業継続・発展の支援を目的としています。そのため、応募団体に対するスモールオフィスの必要性に重点を置いた選定を行います。

■スモールオフィス利用団体による活動の報告会の実施について

実施時期：毎年10月、4月（予定）

入居団体の活動成果の発表及びスモールオフィス会議委員との意見・情報交換を目的として、公開による報告会を実施します。必ずご参加ください。日時、場所等詳細については、事前に「応募用紙」に記載された「担当者連絡先」宛てに連絡します。（9月又は3月までに退去された場合でも、退去後直近の報告会には参加していただきます。）

■スモールオフィス会議委員との面談（ヒアリング）の実施について

（京都市市民活動総合センタースモールオフィス入居団体のみ）

実施時期：毎年6月～8月（予定）

入居団体は年1回、入居申請時の応募用紙に記載した内容の進捗状況を説明することで、自団体の活動状況や目的の達成状況を振り返る機会としていただきます。スモールオフィス会議委員はそれぞれの専門性や知見に基づく助言を行い、団体の育成支援を行います。明らかになった課題に対しては、必要に応じ市民活動総合センタースタッフがサポートいたします。

※この面談に参加されなかった団体は、翌年の継続入居の申請を受け付けません。

■選定結果の通知

選定結果は、**入居希望月の前月中旬まで**に郵送により通知します。

■利用に当たって（注意事項）

(1)入居日及び利用期間について

毎月1日を入居日とし、利用期間は入居した月から1年間とします。

毎年募集・選定を行いますので、複数年での継続利用は保証されておりません。

また、センターにより最長の利用期間が異なりますのでご注意ください。

- ・市民活動総合センター：通算3年まで
- ・東山いきいき市民活動センター：継続して5年まで

(2)使用料の納入について

利用月の前月の末日までに現金で納入してください。

※使用料の納入が3ヵ月以上延滞された場合、次回の更新申請を受け付けない、あるいはオフィスからの退去などの措置をとることがあります。

(3)利用解約（退去）について

解約（退去）を希望する前月の初日までに、利用されているセンターへ所定の書面を提出してください（所定の書面を提出されない場合、使用料をお支払いいただきます）。

(4)事業報告書について

9月、3月に提出していただきます。

(5)両センターが主催する報告会^[AI]をはじめとするスモールオフィス入居団体の交流事業にご参加ください。

上記のほか、京都市市民活動センター条例及び施行規則に定める事項、並びに使用許可書の交付に当たって提示する条件を遵守していただきます。また、使用許可を受けた施設において、営利活動、宗教活動及び政治活動を行うこと、又は行っていると誤解を招く行為を固く禁止します。

（これらの事項を守っていただけない場合、スモールオフィスの利用をお断りする場合があります。）

5 施設概要

【市民活動総合センター】

- 利用料（月額） 5,230 円
- 設置ブース数 最大12団体（空き状況については、センターへお問い合わせください。）
- オフィス（ブース）の内容とその他設備・サービス

オフィス設備概要	事務机 横1, 200mm×奥行680mm×高さ700mm 1つ 椅子 1つ 可動式脇デスク（机下収納型）1つ 収納庫 横880mm×奥行435mm×高さ1,650mm 1つ 収納庫 横880mm×奥行435mm×高さ400mm 1つ
その他設備	インターネット回線・常時接続・無線インターネット 電話回線引込み済（契約・支払等は各団体責任）（注） 電気コンセント（大量に電力を消費する設備は使用不可） メールボックス（要別途申し込み）
その他サービス	センター職員による相談（必要に応じて他の機関とのコーディネートも可） センター主催事業への参加 広報の場の提供（例：センター発行のメールマガジンにて冒頭文の執筆） 交流コーナーの使用 コピー機（有料、モノクロ/カラー A3可） 印刷室 印刷機(カラードラム搭載型5色)×1台（有料）、 印刷機（黒）×1台（有料）、紙折り機、丁合機（ソーター）、 大型パンチ、裁断機

（注）電話は、NTT 西日本と契約後使用できるまで、約2週間かかります。

【東山いきいき市民活動センター】

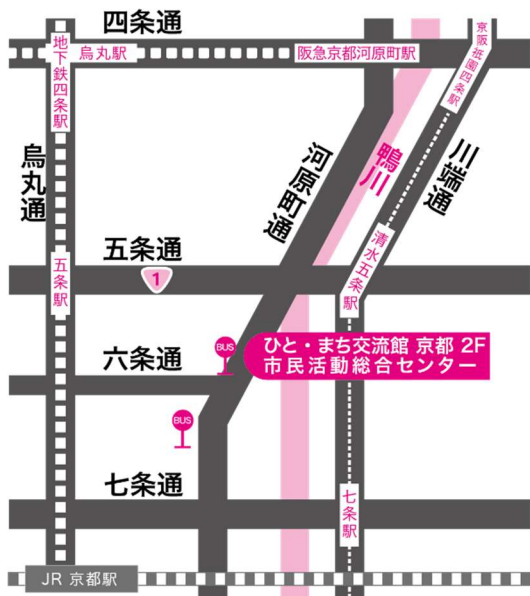
- 利用料（月額） 5,230 円
- 設置ブース数 最大18団体（空き状況については、センターへお問い合わせください。）
- オフィス（ブース）の内容とその他設備・サービス

オフィス設備概要	事務机 横1, 200mm×奥行700mm×高さ700mm 1つ 椅子 1つ 可動式脇デスク（机下収納型）1つ 収納庫 横880mm×奥行515mm×高さ1,790mm 1つ 収納庫 横880mm×奥行515mm×高さ400mm 1つ
その他設備	入居団体専用の交流スペース（バックオフィス）※インターネット接続可 インターネット回線・常時接続・無線インターネット 電話回線引込み済（契約・支払等は各団体責任）（注） 電気コンセント（大量に電力を消費する設備は使用不可） メールボックス
その他サービス	備品使用 プロジェクター、ラミネーター、 電動ホッチキス（針は団体用意）、2穴パンチ、シュレッダー、 ペーパーカッター（A3可）、ホワイトボード コピー機（有料、モノクロ/2色/カラー A3可）

（注）電話は、NTT 西日本と契約後使用できるまで、約2週間かかります。

●お申込み・お問合せ

【市民活動総合センター】



〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83-1

ひと・まち交流館 京都 2階

電話 (075) 354-8721

FAX (075) 354-8723

ホームページ: <http://shimin.hitomachi-kyoto.jp/>

開館時間 (月～土) 午前9時～午後9時

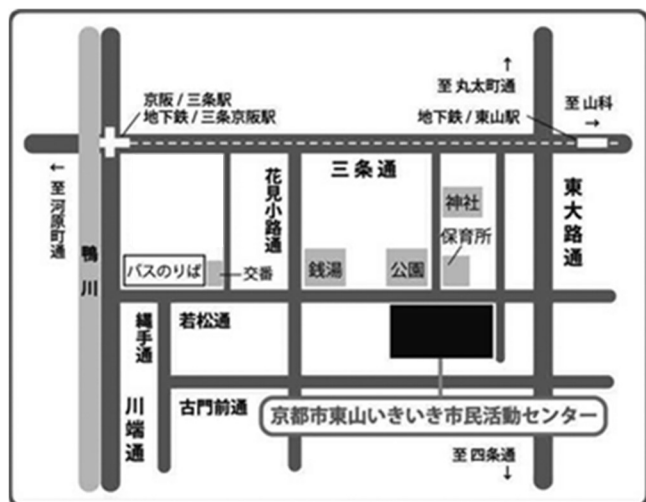
(日、祝日) 午前9時～午後5時

休館日: 毎月第3火曜日、

年末年始 (12月29日～1月4日)

- ▼市バス 4、17、205 系統「河原町正面」下車すぐ
- ▼京阪電車「清水五条」駅1番出口より徒歩8分
- ▼地下鉄烏丸線「五条」駅5番出口より徒歩10分

【東山いきいき市民活動センター】



〒605-0018

京都市東山区三条通大橋東入2丁目下る巽町
442 番地の9

電話 (075) 541-5151

FAX (075) 531-4971

ホームページ: <http://higashiyamacds.main.jp>

開館時間: 午前10時～午後9時

(日曜日は午後5時まで)

休館日: 毎週火曜日、

年末年始 (12月29日～1月4日)

- ▼京都市バス 5、12、31、46、201、202、203、206、100 系統「東山三条」下車、5、10、11、12、15、37、59 系統「三条京阪前」下車
- ▼地下鉄東西線「東山」・「三条京阪」駅
- ▼京阪電車「三条」駅
- ※各駅・停留所よりいずれも徒歩5分。駐車場はありませんので、公共交通機関等を御利用ください。

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

